○総務省告示第百九号

政党助成法（平成六年法律第五号）第六条第二項において準用する同法第五条第三項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出事項の異動の届出があったので、同法第六条第二項において準用する同法第五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十八日

総務大臣　片山　善博

政党の名称	異動事項	旧	新	届出年月日
自由民主党	会計監査を行うべき者	氏名 住所 生年月日 選任年月日	川崎　二郎 三重県伊賀市上野車坂町八二一 昭和二十二年十一月十五日 平成二十二年九月十七日	平成二十三年一月七日
自由民主党	支部の数	七三五四	七三五五	平成二十三年一月十二日
公明党	支部の数	四三六	四三九	
自由民主党	支部の数	七三五五	七三五四	
自由民主党	支部の数	七三五五	七三五五	
たちあがれ日本	支部の数	二八	二二	平成二十三年一月十三日
自由民主党	支部の数	七三五五	七三五五	
自由民主党	支部の数	七三五二	七三五五	
国民新党	支部の数	八六	八七	平成二十三年一月十四日

○総務省告示第百十号

政党助成法（平成六年法律第五号）第五条第一項の規定に基づき、政党交付金の交付を受けようとする政党の平成二十三年一月一日現在における届出があったので、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十八日

総務大臣　片山　善博

一　公明党

(一)　政党の名称　公明党（略称　公明）

(二)　主たる事務所の所在地　東京都新宿区南元町一七

(三)　代表者　山口那津男　東京都葛飾区西亀有一―一四―四　生年月日　昭和二十七年七月十二日　選任年月日　平成二十一年九月八日

所属国会議員の住所		
緒方林太郎	福岡県北九州市八幡西区鷹の巣一―四―一四	福岡県北九州市八幡西区穴生三―二―三
木内　孝胤	東京都練馬区練馬一―一六―一六	東京都練馬区東大泉四―二八―一八
中林美恵子	神奈川県横浜市中区長者町四―九―八	神奈川県横浜市磯子区森一―七―三
石橋　通宏	東京都千代田区麹町四―七	東京都江東区亀戸三―四五―一七
尾立　源幸	東京都千代田区麹町四―七	大阪府大阪市福島区福島五―六―三八
支部の数	六二七	六六三
うち法第十四条第二項に規定する支部の数	六二七	六六三

備考　民主党の支部の数は、平成二十三年一月十七日に、民主党から、直近の法第六条第一項に規定する選挙基準日（平成二十二年七月二十六日）前において支部の数及び法第十四条第二項に規定する支部の数がそれぞれ六八三から六八二に異動していた旨の届出があり、平成二十三年総務省告示第百七号において告示されたことから、平成二十二年総務省告示第三百八十六号、平成二十三年総務省告示第三十号及び平成二十三年総務省告示第百六号において告示した民主党の支部の数及び法第十四条第二項に規定する支部の数からそれぞれ一減少した数となっている。

みんなの党	支部の数	七四
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七四

備考　みんなの党の支部の数は、平成二十二年十二月十日に、みんなの党から、直近の法第六条第一項に規定する選挙基準日（平成二十二年七月二十六日）前において支部の数及び法第十四条第二項に規定する支部の数がそれぞれ七三から七四に異動していた旨の届出があり、平成二十三年総務省告示第百七号において告示されたことから、平成二十二年総務省告示第三百八十三号、平成二十三年総務省告示第三十号及び平成二十三年総務省告示第百六号において告示したみんなの党の支部の数及び法第十四条第二項に規定する支部の数からそれぞれ一増加した数となっている。

自由民主党	所属国会議員（所属国会議員でなくなった）	氏名　大村　秀章
		平成二十三年一月十九日